

# 審 査 基 準

平成21年 7 月22日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第59条第2項
処 分 の 概 要 :	牽引 <sup>けん</sup> の許可
原権者 (委任先) :	大分県公安委員会
法 令 の 定 め :	道路交通法第59条第3項 (自動車 <sup>けん</sup> の牽引制限) 道路交通法施行規則第8条の5 (牽引 <sup>けん</sup> の許可証の様式等)
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	10日 (行政庁の休日は含まない)
申 請 先 :	各警察署
問 い 合 わ せ 先 :	大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 (電話 097-536-2131 内線5183) 各警察署交通課
備 考 :	